SETOGIWA TIMES

発行者:行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web:www.setogiwa.com

大阪市中央区谷町 2-5-4 702 号 Tel:06-6946-9505

(ⅰ)離婚慰謝料を争いますか?

離婚に伴う財産分与には、①結婚していた間にできた財産の清算、②夫婦のうちで離婚したあと経済的に不利な立場にたつ人の離婚したあとの生活の保障、の意味があります。

さらに③として、慰謝料を含むという説と、含まないという説があります。 慰謝料とは、不法行為による精神的苦痛に対する損害賠償です。一般的には、 暴力行為で他人を傷つけた場合、交通事故で歩行者にけがをさせた場合などに 請求されます。



身体的暴力、精神的虐待など、離婚の場合に限らずとも、明らかに不法であると認められる行為が離婚原因の場合には、慰謝料の請求ができますが、このような行為については、財産分与とは別なものとして請求できると考えていいでしょう。

問題になるのは明らかに不法と認められる行

為ではなくて、「相手方によって引き起こされた離婚という事態そのものにより 精神的苦痛をこうむった」として慰謝料が請求される場合です。

離婚という事態そのものの責任が夫婦のどちらにあるかは微妙な問題です。 夫婦の一方に異性関係があり、それが離婚の直接の原因となったとしても、異 性関係に至るまでの日常生活がどうであったのかは夫婦にしか分かりません。

離婚の責任を追及するということは、細かな私生活を一つ一つ暴きあうということなのです。それはどう考えても気分のいい作業ではありません。夫婦以外の第三者に「貴方にも落ち度があったのではないですか?」と言われてまで、あえて夫婦の日常生活を暴きあう必要があるでしょうか。ましてそのような苦痛を受け入れた上で手にする慰謝料がわずかな額だったとしたら・・・。

・ 裁判をしてもいいことは何もない

たとえ得るものがわずかであっても、場合によっては得るものが何もないときでも、意地や面子を捨てることができず、「相手方が悪い」という答が欲しい人や、どうしても「相手方が悪い」と言わずに我慢できない人には、「どうぞ、裁判をおやりなさい」と言うしかありません。

裁判をすれば、どちらに責任があるのか、そもそもの離婚の原因はどこにあったのか、裁判官が明らかにしてくれる?本当にそうでしょうか?

裁判所が常に正しい判断をするとは限らないということは、最近もニュースで繰り返し報道され、裁判に対する信頼性を揺るがす問題となっています。

夫の暴力を理由に離婚訴訟を起こした妻が、「証拠不十分」のため、逆に夫から名誉毀損で訴えられ賠償金を支払うようにとの判決を受けた例もあるのです。

①残したいものは何ですか?

結婚生活がうまく行かなくなったとき、一方に全責任があり、もう片方には 全く責任がない、という関係が果たしてどれだけあるかです。夫婦のどちらに より多く責任があるか、夫婦のどちらが直接の原因を作ったかは、多くの場合、 離婚に伴う財産分与や離婚後の生活の保障の条件を決めるときに、多少プラス アルファを考慮される程度でしかない、と思われます。

離婚を決意して別れるふたりですが、ともに過ごした年月は全て無駄だったのですか。それが「無駄だった」と言うのは、その間の自分の人生を自ら否定するようなものです。それは相手方にとっても同じことです。



結婚前の交際期間、新婚当初には幸せな想い 出もあるはずです。年月の経過とともに変化し てしまったふたりですが、幸せな時期のことま で「無」にすることはないでしょう。これから の人生を前向きに過ごすためにも、幸せだった 時期の想い出は残しておいてもいいのではない でしょうか。

ほかにもできます:相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E - mail:info@setogiwa.com Web:www.setogiwa.com